## 埼玉県訓令第四号

庁

本

地 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程 0 部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一 日

埼 玉 一県知 事 大 野 元 裕

技能 職 員  $\mathcal{O}$ 勤務時間等に 関する規程  $\mathcal{O}$ 一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程 ように改正する。 (昭和四十四年埼玉県訓令第五号)  $\mathcal{O}$ 一部を

附 則に次 の一項を加える。 次

 $\mathcal{O}$ 

3 障害の ある技能職員のうち、 知 事 の指定するも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 休 憩時 間 9 11 ては、 別表

(休憩時間に係る部分に限る。  $\overline{\phantom{a}}$ の規定に、 カュ カュ わらず、 別 に定める。

附 則

 $\mathcal{O}$ 訓令は、 令和二年四月 日 カュ ら施行する。